

摂津市使用料・手数料等の 見直しに関する基本方針

平成 28 年 2 月

摂 津 市

目 次

はじめに	1
1. 見直しにおける 3 つの基本的な考え方	1
(1) 受益者負担の原則	1
(2) 共通的な料金算定方法の確立	1
(3) 減免基準の統一化	2
2. 使用料について	2
(1) 使用料算定方法	2
①原価の算定	2
②受益者負担割合	4
(2) 使用料の減免制度	5
3. 手数料について	7
(1) 手数料算定方法	7
①原価の算定	7
(2) 手数料の減免制度	8
4. 適用除外について	8
5. 改定額の調整について	8
6. 見直しのサイクルと経費削減努力について	8
(1) 見直しのサイクル	8
(2) 施設の充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力	9

はじめに

本市では、平成8年7月に「行財政改革大綱」を策定し、「時代の変化に即した経営資源の効率的な活用と再分配」を基本目標に掲げました。そして、この考え方に基づく改革の取組みを具体的かつ計画的に推進していくために実施計画を策定し、改革に取り組んできました。平成26年4月に策定した第5次行政改革実施計画では、「使用料・手数料の適正化」とともに「減免制度の見直し」を行うこととしています。これは、全てのサービスを税金で負担するのではなく、サービス利用者に適正な負担を求め、受益と負担の適正化を図ることを目的にしています。

こうしたことから、「摂津市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」を策定し、これに基づく使用料・手数料の見直しを定期的に行っていきます。

1. 見直しにおける3つの基本的な考え方

使用料とは、行政財産の目的外使用又は公の施設の利用に対して徴収されるものをいい（地方自治法第225条）、手数料とは特定の人に提供される事務についてその対価として徴収されるものをいいます（地方自治法第227条）。

今後、この使用料・手数料の見直しを行うにあたっては、次の3つを基本的な考え方として、料金の算定及び改正を行うこととします。

（1）受益者負担の原則

本市では、第4次総合計画のめざす将来像である「みんなが育む つながりのあるまち摂津」の実現のため、様々な行政サービスを行っています。本来、その行政サービスの経費は、税金で賄われることが基本ですが、法律では特定の人がサービスを利用し利益を受ける場合には、その受益の限度において受益者から徴収した使用料・手数料を財源とすることができるとされています。これは、その経費を全て税金で賄おうとすれば、サービスを利用する人と利用しない人との間で不公平が生じてしまい、「負担の公平性」が確保できないからです。

そこで、公平性を確保するため、利用する人が応分の負担をする『受益者負担』を原則とします。

（2）共通的な料金算定方法の確立

使用料・手数料を見直すにあたり、適正な受益者負担を求めるためには、

その料金の積算根拠を明らかにし、市民の皆さんにわかりやすく説明できるようにする必要があります。

そこで、使用料・手数料の基本的な算定ルールとして、統一的な方法で把握した原価（サービスの利用にかかる費用）から料金を算定します。

（３）減免基準の統一化

行政サービスを利用する人と利用しない人の公平性を確保するためには、減免制度はあくまでも「受益者負担の原則」の例外として、真に必要な場合に限定して、特例的に適用される必要があります。

そこで、各サービスの目的を尊重しつつも、本来的な負担の公平性を損なわないよう基準の統一化・厳格化を図ります。

２．使用料について

（１）使用料算定方法

施設の維持管理等に要する「人にかかる費用」と「物にかかる費用」を『原価』として算定し、対象とする施設等が「日常生活に不可欠か」、「民間による提供が難しいか」といったサービス性質によって受益者と市の負担割合を定め、「受益者負担割合」を乗じることで得た金額を使用料の目安とします。

$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$ ① ②

① 原価の算定

受益者負担の適正化を図るためには、施設の貸出や管理にどれだけの経費がかかっているのかを明らかにしなければなりません。これは、負担の公平性を確保し、利用者に対して応分の負担をしていただく必要があるためです。

使用料を設定する際、原価に算入する経費には、施設の貸出・管理に関する経費（人件費と物件費）と施設の取得等に関する経費（用地取得費、建物建設費など）が考えられます。

しかし、公の施設は、市の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、その建設に要した用地取得費や建設費は、市民の皆さんに広く利用の機会を提供するための費用であることから、税金

で負担することが適当であると考えます。したがって、使用料を算定する際の原価には、これらを含めず、人件費や物件費（施設の貸出及び管理に係る経費）をもとに算定します。なお、各費用の算定については、原則として直近３年間の平均額を用いるものとします。

また、施設の共用部分や事務室等につきましても、貸出（使用）のためのスペースであることから、そのスペースに係る原価につきましても、貸出面積に応じて按分することとします。

人件費：職員給料、各種職員手当、共済組合等負担金、災害補償基金負担金

※他の業務を持つ場合や他の施設と兼任している場合については、当該施設の維持管理や運営に携わる分のみを算入します。

物件費：賃金（非常勤職員等賃金）、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他施設の貸出及び管理に係る経費

※大規模修繕費・高額備品購入費・災害等の臨時的経費は除外します。

ア）貸室などの原価計算（会議室やホールなど）

原価（各室の１日あたりの原価）

＝（人件費＋物件費）×貸出面積÷貸出可能総面積÷年間使用可能日数

※特別室加算

貸室施設のうち、調理実習室などの特別な資機材を設けている部屋では、それらの備品等の維持管理のため、一般的な会議室よりも多くの費用が必要となります。そこで、そのような部屋を特別室として分類し、会議室などの普通室に比べ、使用料が２０％高くなるよう設定することとします。

※複数設置施設について

公民館や体育館、テニスコートなど市内に複数設置している施設については、それぞれ利便性や施設・設備の新旧などの差異はありますが、同種施設間で料金に差異を設けることは、地域間の公平性を欠くことから、同一の区分で算定します。

※利用時間帯等の料金格差について

昼間と夜間、平日と祝祭日などの利用時間帯等による料金格差は、それぞれの施設において、利用実態等を勘案し、適切に設定します。

イ) 個人利用施設の原価計算（温水プールやトレーニングルーム）

$$\text{原価} = (\text{人件費} + \text{物件費}) \div \text{年間施設利用者数}$$

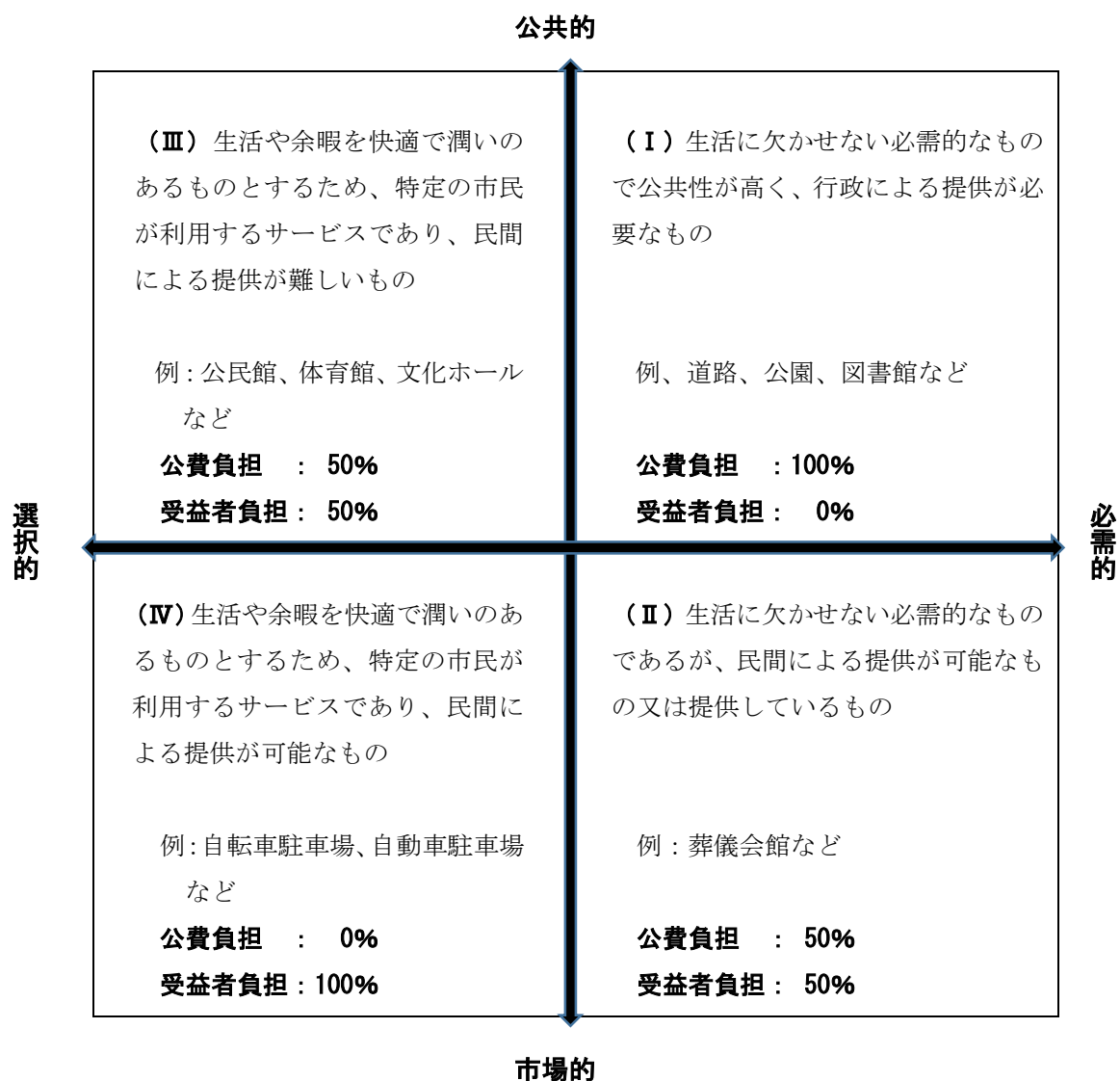
※年間施設利用者数は、過去 3 年の実績を踏まえ、適正な目標数を設定します。

② 受益者負担割合

市の施設は、道路や公園のように市民の日常生活に必要で市場の原理によっては提供されにくい施設から、体育・文化施設などのように特定の市民が利益を享受する施設、住宅や駐車場などのように民間においても類似の施設が存在するものまで多岐に渡っております。

施設の設置目的やその性質などから、提供されるサービスが「必需的」であるか「選択」であるか、また「公共的」であるか「市場的」であるかによって次のとおり分類し、原価に対する『公費負担』と『受益者負担』の割合を設定します。

- ・ 必需的施設：日常生活を営む上でほとんどの市民が利用する施設
- ・ 選択的施設：特定の市民に必要とされる施設
- ・ 公共的施設：民間では提供されにくく、行政が提供すべき施設
- ・ 市場的施設：民間でも提供されており、行政と民間が競合する施設



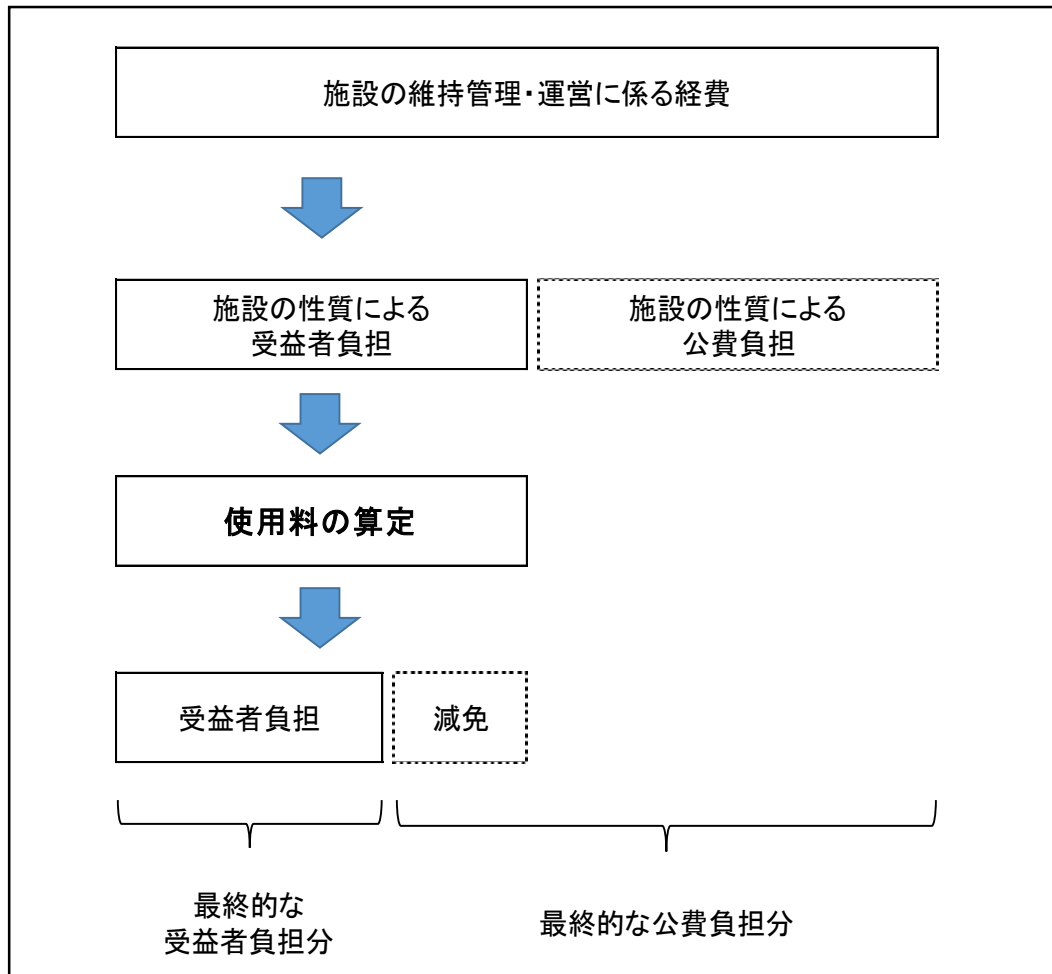
(2) 使用料の減免制度

使用料の減免制度は、使用料の全部又は一部を政策的に免除しているものです。使用料の算定には、用地取得費や建設費、大規模修繕費などを原価に含めていません。さらに、受益者負担割合に応じた減額を行っており、それに加えて減免制度を適用すると、これらに係る費用も利用していない市民の税金から負担されることになります。したがって、その適用については、「受益者負担の原則」を前提としつつ、「公益性（特定の個人や団体の利益を目的としない社会一般の利益を目的とする活動）」「社会的弱者への配慮」という視点に絞って、特例的に適用されるべきであります。

減免制度により、受益者層の固定化を招いたり、本来的な負担の公平

性が損なわれることのないよう、真に必要な場合に限定し、さらにできる限り多くの公共施設で共通の対応となるよう減免基準を統一し、適切に運用することとします。

使用料の算定と負担のイメージ（受益者負担割合が50%の場合）



3. 手数料について

(1) 手数料算定方法

証明書発行等に係る手数料は、サービスの受益者から、その役務の提供のために要する費用を徴収するものです。この役務の提供は、特定の人の利益のための事務に係る経費であることから、その受益者負担割合は100%を原則とします。

$$\text{手数料} = \text{原価}$$

① 原価の算定

使用料と同様に、サービス提供に要する人件費と物件費の積み上げにより原価を算定します。なお、各費用の算定にあたっては、原則として直近3年間の平均額を用いるものとします。

人件費：職員給料、各種職員手当、共済組合等負担金、災害補償基金負担金

物件費：賃金（非常勤職員等賃金）、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他事務処理に係る経費

※電算に係る経費については、行政が本来行うべき業務（ホストコンピュータの管理・運用）と、個人利用のために本来業務から派生した事務（証明書発行用端末機器の管理・運用）とを区別し、後者に係る費用をコストとして算入することとします。また、非常勤職員等の賃金で他の業務を持つ場合は、当該事務に係る分のみを算入することとします。

$$\text{原価} = (\text{1分あたりの人件費} \times \text{処理時間} + \text{物件費}) \div \text{年間処理件数}$$

※処理時間は、申請書等の受付から証明書等の交付、料金受領までの実作業に要する時間のみを計上し、複数人で処理する場合は延べ時間とします。

（２）手数料の減免制度

減免制度は、あくまでも特例的な措置として適用される必要があります。受益者負担の原則をさらに徹底するため、社会的・経済的に真に支援が必要な方に限定し、減免基準を統一化します。

４．適用除外について

次の使用料・手数料については、それぞれの理由により、この方針による見直しの対象外とします。

- ① 法令等で算定方法が定められているもの
戸籍関係手数料、市営住宅使用料など
- ② 府内や北摂での統一料金としているもの
道路占用料（これを根拠としている占用料も含む）など
- ③ 行政財産の目的外使用に係るもの
庁舎施設使用料、学校施設使用料など
- ④ 特別会計・公営企業会計において、独自の算定方法を用いているもの
下水道料金、水道料金など
- ⑤ 政策的判断が必要で、個別検討を要するもの
保育料、斎場使用料、墓地使用料など

５．改定額の調整について

本方針に基づき算定された使用料・手数料の額が、現行の料金と著しい差が生じる場合、市民の方の急激な負担増を緩和するための措置を講じることとします。

また、自治体間で著しい差が生じないように、近隣自治体の類似施設や同様のサービスの状況にも配慮することとします。

６．見直しのサイクルと経費削減努力について

（１）見直しのサイクル

受益者負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すために、定期的に使用料・手数料の見直しを実施します。

また、本方針についても、必要に応じて見直しを行うものとします。

(2) 施設の充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力

本方針では、人件費及び物件費をコストとして捉え、使用料・手数料を算定することとしています。このことは、業務の見直しなどの経費節減を進めることが、結果として使用料・手数料の低減につながることであります。また、稼働率を向上させることが、結果として施設における税金の投入を低減することとなります。

よって、市としましては、サービス向上と経費節減、各施設の情報提供や施設・設備の充実、利便性の向上などによる稼働率の向上に向け、更に積極的に取り組んでいくこととします。